



2021年12月16日

各 位

会 社 名 住友理工株式会社  
代表者名 執行役員社長 清水 和志  
(コード：5191、東証・名証第1部)  
問合せ先 法務部長兼広報 IR 部長 日比野 伸哉  
(TEL. 052-571-0259)

## 当社に対する訴訟の終結に関するお知らせ

2021年11月26日付「当社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、マツダ株式会社（以下、マツダ社）が当社を被控訴人として提起していた損害賠償請求訴訟（以下、本件訴訟）において、2021年11月26日、広島高等裁判所は、控訴人であるマツダ社の控訴を棄却し、その請求を斥ける判決を言い渡しましたが、その後、期限までにマツダ社が、上告および上告受理申立てを行わなかったため、当社に対する訴訟が終結し、判決が確定しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から終結に至るまでの経緯

本件訴訟は、マツダ社製乗用車3車種で、パワーステアリング装置の不具合が発生したため、同社がリコール等の市場改善措置等を実施した件について、マツダ社が、不具合の原因は当社が納入した部品にあるとして、当社に対し、訴額162億7013万1143円の損害賠償請求訴訟を提起していたものです。

マツダ社は、本件訴訟に先立つ2012年2月に、当社に対して不具合の原因が当社にあると認めて損害賠償の支払協議に応じるよう求める調停を広島簡易裁判所に申立てましたが、当事者間で合意成立の見込みがなかったため、2014年5月に調停不成立となりました。その後、マツダ社は2014年6月5日に本件訴訟を提起しましたが、2019年6月24日に原告であるマツダ社の請求を全て棄却する判決が広島地方裁判所から言渡されたため、2019年7月10日に広島高等裁判所に控訴を提起しました。2021年11月26日に広島高等裁判所は、控訴人であるマツダ社の控訴を棄却し、その請求を斥ける判決を言渡しました。

その後、マツダ社は、期限までに上告および上告受理申立てを行わなかったため、本件訴訟は終結し、判決が確定しました。

#### 2. 今後の見通し

訴訟の終結による当社の業績への影響はありません。

以 上